

少年法廃止賛成，90%！

先日，あるテレビの討論番組で，「少年法を廃止します」というマニフェストについて議論されていました。その結果は，15対10で賛成意見の勝ちです。その結果自体には特に驚きませんでした（むしろ10名も反対意見者がいたのが意外でしたが...），驚いたのは携帯電話やインターネットで投票された視聴者の意見です。「賛成90%，反対10%」という結果でした。正直，そこまで国民の間で少年法廃止意見が強いとは思っていませんでした。もちろん，世論調査の結果ではないので，この結果が国民全体の意見を正確に反映していると考えすることはできないでしょうが，少なくとも，過半数の国民が少年法に疑問を感じ，廃止した方がよいと思っているのが現実ではないかと思います。

その番組で賛成意見の方の多くが述べていた理由は，「自分の子どもが少年に殺されて，少年院に入っても1～2年で退院するのは納得がいかない。」など，被害者の立場からみると少年法の保護処分は甘すぎるといふもの，甘い処分では少年が自分の犯した罪の重さを実感することができず，更生できない，などというものでした。これらの意見は，主として殺人，強盗，強姦などの凶悪犯罪を犯した少年を念頭に置いていましたが，現在では16歳以上の少年が故意に人を死なせてしまった事件は，原則として成人と同じ刑事裁判を受けさせる制度になっているので，問題は，そうではない事件を犯した少年まで常に（あるいは原則として）刑事裁判を受けさせるのが適切かどうか，ということになります。

実際に1年間少年事件を担当して分かったことですが，新聞に載るような凶悪事件は，全体からみればごくわずかしか発生していません。私は，金沢家裁以外で少年事件を担当したことがないので，石川県内という限定付きで非行の内容をみても，ほとんどの事件は，万引き，自転車や原付の窃盗，単車の無免許運転，暴走族の集団暴走，けんかでの暴行・傷害，恐喝...等々，何も最近に限ったことではない，昔からずっと↗



今年も花の日に近くの幼稚園の子どもたちがきれいなお花を届けてくれました





行われてきている「伝統的」ともいうべき非行がほとんどです。賛成意見の方々には、このような「伝統的」非行少年に対しても、刑事裁判を受けさせないと被害者としては納得がいけないか、懲役などの刑事処分を科さない少年は更生できないか、ということをご検討いただきたいと思います。

そして、それと同時に、少年法廃止の是非について十分な議論をするためには、少年審判と刑事裁判の実際を知っていただく必要がどうしてもある、と感じました。イメージだけで議論をすると、どうしても少年審判よりも刑事裁判にかけようという意見が強くなり、それなら少年法を廃止してしまおう、という流れになりやすいからです。

どうしてでしょうか。人は、知らないもの、理解できないものに不信感や不安感を抱きやすいからです。刑事裁判は、テレビドラマでも取り上げられたり、実際に傍聴することもできるので、誰でもある程度のイメージを持っていて、少なくとも「得体は知れて」います。しかし、少年審判を取り上げたドラマはほとんど見たことがないですし、非公開で実際に傍聴することはできないので、何をしているのか分からない。イメージすらつかめない。悪いことをしていると「カンベ」（少年鑑別所）や「ネンショウ（年少）」（少年院）に入れられることくらいは知っているけど、何が違うか分からないし、そこでどんなことをしているのか全く知らない。私自身も司法修習（司法試験合格後の研修）までは知りませんでした。このような少年審判手続は、当然ですが「得体が知れない」ものです。非行少年を「得体が知れない」手続に任せよう、と思えるのでしょうか？多くの方は不安に思うでしょう。ですから、少年審判よりもまだ「得体が知れて」いる刑事裁判に任せよう、という発想になってしまうのは当たり前ですし、はっきりそこまでは言わない賛成論者の方でも、心のどこかでそういう意識があることを否定できないのではないのでしょうか。

テレビ番組の投票とはいっても、少年法廃止賛成意見が90%という結果が出ていますから、国会の場で正式に少年法廃止法案が審議される日もそう遠くはないかもしれませんが、少年非行、家裁調査官の調査、少年審判、保護観察、少年鑑別所、少年院等々の実情や、少年非行にかかわる人たちの活動の実情を知らないで議論がなされているのが非常に残念です。少年非行にかかわる人たちの活動をもっと知ってもらいたい、家庭裁判所としても、もっと少年審判の実際を知ってもらえるように努力しなければいけない。改めてそう思いました。

金沢家庭裁判所裁判官 竹内大明

子どもの想い

～ 調査官室 ～

私が調査官になって間もないころ，父親が育てている小学生の兄妹の親権をめぐり，親同士が激しく争っているケースの調査を担当した。このようなとき，調査官は親や子どもと面接するなどして，紛争の解決に向けた援助をすることがある。

私が最初に兄妹と会ったとき，二人は口々に母親と住みたいと訴えた。しかし，次に会ったとき，兄は「お父さんの名字を継ぎたいから。」と，父親と一緒に住むことを望んだ。けれども，兄の言う理由は，父親が口癖のように話していた言葉であり，小学6年生の子の本心とは到底思えなかった。そのことを率直に兄に問うと，兄はしばらくの沈黙の後，こう答えた。「本心を言うと，病気のお父さんを一人にしておけない。僕がお母さんのところに行けば，お父さんの背中をさすってあげる人がいなくなってしまう。」と。

その後，兄の気持ちを知った母親は，父親に親権を任せることを決め，父親は，子どもたちが自由に母親と会えるようにすることを約束した。自分のことよりも親のことを想う子の姿が，頑なだった大人たちの心を動かしたのだった。

私たち調査官は，子どもをめぐって争う親たちに，いつも「子どもの視点に立って。」と呼びかけている。親たちが争うのは，それだけ子どものことが大切だからだろう。けれども，子どもの想いをきちんと受け止めた上でなければ，かえって子どもの心の負担だけが大きくなってしまう。



子どもは，大人が考える以上に家族のことを想い，心を痛めている。だからこそ，親たちが早く紛争を乗り越え，子どもの幸せを心の真ん中に置いて考えられるようになることを，私たちは切に願って今日もケースと向き合っている。

(家事調査官室S)

『新人のひとこと』

私は、今年の4月に、金沢家庭裁判所に、事務官として配属された新採用職員です。私が採用されてから、あっという間に4か月の月日が経ちました。

昨年、まだ私が学生だった頃、裁判所に対して抱いていたイメージといえば、「堅い」「暗い」といったマイナスのものの方が多かったような気がします。裁判所関係の仕事をしている方を除いて、世間の方の裁判所に対するイメージも、そのようなものが多いのではないのでしょうか。

しかし、私自身この4か月間、事務官として勤務してみて、裁判所という組織が、外から見ていたイメージとは全く違ったものだとということを実感しました。というのも、書記官、裁判官、調査官全員が、非常に活発にコミュニケーションをとっていて、「堅い」「暗い」といったイメージとはほど遠い、活気に満ちあふれた職場であるということです。職員個人に関しても、向上心が強く、明るい性格の職員がとても多い印象を受けました。そのため、新採用の私も、毎日いい緊張感の中、楽しく職務に励んでいます。

これからも、この環境の中で、早く一人前の職員になれるよう、先輩である書記官の方に教わりながら、日々勉強し、職務に励んでいきたいと思えます。

(事務官0)